

平成十年十月十六日提出  
質問第二八号

在日韓国人元日本軍属への障害年金支給に関する質問主意書

提出者 山本孝史

## 在日韓国人元日本軍属への障害年金支給に関する質問主意書

今般東京高等裁判所で、在日韓国人元日本軍属への戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金支給判決が出された。

判決としては原告の主張を退けながらも、裁判所は判決文中で「人道的見地からしても、また、国連の規約人権委員会から関心課題（懸念事項）として指摘されていることに照らしても、速やかに適切な対応を図ることが、我が国に課せられた政治的、行政的責務でもある」「在日韓国人にも適用の途を開くなどの立法をすること、又は在日韓国人の戦傷病者についてこれに相応する行政上の特別措置を採ることが、強く望まれる」との所見を述べている。

裁判所の所見に強く示された見解を踏まえ、以下質問する。

- 一 政府はこれまでこれらの者をなぜ救済してこなかったのか。その理由を明らかにせよ。
- 二 今回の判決の前述の裁判所の所見を政府はどう受け止めているか。見解を伺う。
- 三 政府は裁判所の所見に示された趣旨を踏まえて、救済措置を行うつもりはあるか。見解を伺う。
- 四 政府はこの障害年金の該当者はおよそ何名であり、支給に必要なとされる予算はどの程度と認識している

か。

右質問する。